平成 28 年度　全国健康づくり推進学校の活動状況調査票

震災を生き抜く
すこやかな城東っ子の育成

～いたわり はげましあい きずなの力を育む 健康づくり～

熊本市立城東小学校

【様式　2】

平成２８年度
全国健康づくり推進学校の活動状況調査票

記入日　平成　２８年　８月　１９日
記入者　　（　　桑田　奈津子　　）
（平成２８年７月１日現在）

学校保健会（連合会）名　熊本市学校保健会

ふりがな 学　校　名	くまもとしりつじょうとうしょうがっこう 熊本市立城東小学校	創　立　年　月	明治１１年１１月
学校所在地	（〒860-0001 ） 熊本市中央区千葉城町５番１号 電話番号 096-356-0759 ＦＡＸ番号 096-312-1590	学　級　数	（１１学級内特別支援〔２〕）
		児童生徒数	（　２２４　）名
校　　長	槇山　範夫	学　校　医	小山　研一（内科） 行徳　雄二（眼科） 菊池　信幸（耳鼻科）
副　校　長 教　　頭	上野　多恵		
保健主事	清水　太佳子	学校歯科医	五島　嘉人
養護教諭	桑田　奈津子		
栄養教諭・ 学校栄養職員 (学校に常勤のみ)		学校薬剤師	日永田　義治

目　次

Ⅰ　学校経営における健康づくりについて

１　学校経営方針と健康づくり
（１）学校教育目標及び教育計画への健康づくりの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
（２）健康づくりをよりよく実践するための配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　健康づくりに関する計画
（１）学校保健計画（教育・管理）作成に当たっての配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）学校保健計画を実践するための具体的手立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３）学校安全計画（教育・管理）作成に当たっての配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（４）学校安全計画を実践するための具体的手立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（５）食に関する計画（教育・管理）作成に当たっての配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（６）食に関する計画を実践するための具体的手立て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３　健康づくりの推進体制
（１）推進組織の状況（危機管理体制も含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）健康相談・保健指導・環境衛生の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（３）学校医・学校歯科医・学校薬剤師の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
（４）校舎内外の環境衛生管理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
（５）家庭・地域等との連携状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
４　学校及び地域学校保健委員会の活動
（１）目標と計画及び運営状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）事後の取組状況と地域との連携状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

Ⅱ　特徴的な活動
「震災を生き抜くすこやかな城東っ子の育成～いたわり　はげましあい　きずなの力を育む健康づくり～」

１　重点課題と活動のねらい
（１）課題の把握と設定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（２）活動のねらい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
２　計画と実践の状況
（１）全体及び年間指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（２）組織体制・・・１７
（３）活動の実践状況
①関わりあって問題を克服する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
②お互いに支え合い，安心して生活する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
③予期せぬ災害にも対応する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
④「食」に関する関心を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
（４）児童会・生徒会の活動状況
①避難所でも自分たちにできることを・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
②やる気をもって自分たちの生活を高めていく委員会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
③関わりを通して，さらにやる気や自信を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
（５）家庭との連携
①「震災後」も学校は変わらない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
②学校の様子を保護者に知らせる　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
③「いつも通り」の関わりの中でも，子どもの変化には敏感に・・・・・・・・・・・・・・・２９
（６）地域との連携
①安心して過ごすことができた避難所での生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
②避難所で発揮された地域との連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
③地震で気付いた地域のよさを教育に取り入れる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
３　成果と評価
（１）成果の状況
①これまで行ってきた健康づくりの再評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
②児童の姿を通して生まれた連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
（２）今後の課題と対策
①成果としての児童の姿を持続させる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
②日常の小さなことの積み重ねの大切さ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３

Ⅰ　学校経営における健康づくりについて

１　学校経営方針と健康づくり

（１）学校教育目標及び教育計画への健康づくりの位置づけ

本校では，約50年にわたり健康づくりに取り組んでいる。その間，常に教育活動の基盤として健康づくりを位置づけ，各教科，特別活動，道徳，総合的な学習の時間などの研究にも先進的に取り組んできた。

昭和44 年に制定された校訓「まごころをつくすこども」（図１）に則り，教育目標を「熊本城に象徴される質実剛健の風格を基調とし，児童の徳・知・体の調和的発展に努め，もって郷土・日本・世界に貢献する人材を育成する」とし，徳・知・体の調和のとれた全人教育を目指してきた（資料１－２「H28 学校教育目標」）。

まごころをつくすこども
一　いのちを
　　大切にするこども
一　よく学び
　　よく遊ぶこども
一　しごとにうちこみ
　　やりぬくこども
一　きまりよく
　　実行するこども
一　国とみんなに
　　つくすこども

【図１　校訓「まごころをつくすこども」】

特に，本校は，中心市街地を校区に有すること，様々な家庭環境の児童が多いこと等から，生涯にわたって健康的な生活を送るための実践意欲や実践力の育成を学校教育目標達成の重要な要素として考え，健康づくりを教育活動の基盤としてきたのである。

本年４月，本校は熊本地震に遭遇し，約１ヶ月間の臨時休業を余儀なくされた。児童とその家族に人的被害はなかったものの，生活が一変した児童も多く，心身への影響が大きく懸念された。児童の健やかな成長を保障するには，本校の教育活動を停滞することなく推進させる必要があり，速やかな教育計画の修正と着実な実践は急務であった。

一方で，震災直後から，避難所となった学校では，児童が学年を越えて互いにいたわり合う姿や，進んでボランティア活動に励む姿，また，睡眠や運動，食など学習したことを生かそうとする姿が多く見られたのも事実である。長年にわたって進めてきた健康教育の成果を実感するとともに，学習の場であり生活の場である学校だからこそ，生きて働く力を育むことができるということを改めて認識したところである。

そこで，本年度は，健康づくりの研究テーマを「震災を生き抜くすこやかな城東っ子の育成～いたわり　はげましあい　きずなの力を育む　健康づくり～」とした。困難に遭遇してもなお健康で安全な生活を送ることができるようにすること，生涯にわたってそれを維持することのできる資質・能力を育むこと，さらには他者の健康づくりにも貢献できるようにすることを目指すものである。それは即ち，校訓「まごころをつくすこども」の実現に他ならない。そして，実践の進むべき道は，本校が積み重ねてきた健康づくりの延長上にあると考える。これまでの実践を礎として，研究テーマに迫るべく，保健・体育・食育・安全の４領域を通して実践を重ねることとした。

以下に，「健康づくり構想図」を示す。

健 康 づ く り 構 想 図

健康づくり目標

自尊感情の向上と健康的な生活を送る実践意欲や実践力の定着

本年度の健康づくり研究テーマ

震災を生き抜くすこやかな城東っ子の育成
～いたわり　はげましあい　きずなの力を育む　健康づくり～

具体的実践事項

保健　命を大切にすること

○朝の保健指導・保健活動の充実
・健康板　・心と体の健康観察の強化
・自分の体と心をみつめる健康観察シート
・朝の活動（目の体操，室内運動，エンカウンターエクササイズ）
○歯科保健の推進
・全校歯みがき　・歯みがきツアー
・歯科検診及び健康相談（年２回校医による）
・親子歯みがき　・縦割り歯みがき
・個別指導（歯科衛生専門学校生）
○保健学習・保健指導の工夫（他教科等との関連，指導形態，心の健康・姿勢指導・情報モラル教育の推進等）
○児童保健委員会の推進活動
○総合的な学習の時間「心と生活習慣」
○心と体の健康相談

食育　命を大切にすること

○各教科等における食育の充実
○異学年による交流給食（縦割り給食，お誕生給食）
○ランチルームの充実・活用活性化
○校産校消の推進
○児童給食委員会の推進活動（もりもりロード，給食集会）
○親子給食試食会
○総合的な学習の時間「心と食習慣」
○給食前の衛生チェック
○食物アレルギーの調査及び複数での対応
○肥満や偏食の個別相談（健康相談）

すこやかサミット（学校保健委員会）の充実

体育　命を大切にすること　よく学びよく遊ぶこども

○教科体育の充実
・単元マップ
・青空サーキット　・ひごっこ体操
○体力テストの活用
・わんぱくロード・わんぱくカード・わんぱくコーナー
○生活体育の充実
・朝の活動「青空活動」
・縦割り遊び
・昼休みの自由遊び
・放課後，休日の運動場開放
○児童体育（青空）委員会の推進活動
○家庭との連携（親子はりきり表）
○総合的な学習の時間「心と運動習慣」
○運動場・遊具の安全な使用

安全　命を大切にすること　きまりよく実行すること

○各教科等における安全教育の充実
○日常生活につなぐ定例避難訓練（毎月１回）
○児童とともに行う安全点検
○校内危険箇所の明示
○児童保健委員会，青空委員会，生活委員会の推進活動
○校区安全マップの活用
○交通安全指導
○地域と連携した地区児童会，集団下校，通学路点検
○着衣泳法指導
○心肺蘇生法研修

地域　学校　家庭

児童の，未曾有の震災に遭遇したことによる心身の不安定さ，また，健康的な生活を送りたいという意欲や実践をなかなか持続することができないという従来の実態も踏まえ，本年度の健康づくりの目標を「自尊感情の向上と健康的な生活を送る実践意欲や実践力の定着」とした。この目標に向かって保健・体育・食育・安全の４領域を中心としたすべての教育活動を通して，学校・家庭・地域と連携しながら計画的に実践していくようにした。

（2）健康づくりをよりよく実践するための配慮事項

校内において健康づくりをよりよく推進するために，以下の３点について配慮した。

① 児童が主体的に健康づくりに取り組むためには，そのベースとして，自尊感情を高め，「自分を大切にし，夢や希望を叶えるために健康でありたい」という思いを持たせることが不可欠である。また，自分の役割に対して責任を持って取り組むことで，何かの役に立ち貢献しているという実感が持てるようにすることも重要である。

そこで，すべての教育活動において自尊感情（心）を育てるとともに確かな健康観を育てることを基盤に置いた。また，各教科等における学習の充実はもとより，教科等間の相互の関連を図ることによって，それぞれ単独では生み出し得ない効果を得ることができるよう，健康教育年間指導計画を作成した（資料６ ）。

② 全職員での確実な共通実践のために，校内の研究テーマとの関連を強め，「震災を生き抜くすこやかな城東っ子」を目指して進めていくことにした。特に，安全・安心感を取り戻し，人とのつながり(絆)を感じられるような取組について，年度初めの校内研修や職員会議で，内容や役割等の共通理解を図り，組織的に活動推進できる協力体制の確立を図った。

③ 児童の心身の健康づくりを支援していくためには，保護者や地域の方々，関連機関や学校三師等の専門家の積極的な参加・協力を推進することが極めて重要である。

そのために学校は，児童の実態から健康課題を的確に把握し，ホームページや学校便り・保健便り・学級便り・学級懇談会などによる情報発信に努めるとともに，学校保健委員会（以下「すこやかサミット」）で取り上げ，課題解決に向けた具体的な活動を推進していくこととした。

２ 健康づくりに関する計画

（1）学校保健計画（教育・管理）作成に当たっての配慮事項

学校保健安全法第５条に基づき，児童の健康に関する実態と課題を踏まえて，「保健管理に関する事項」（健康診断，環境衛生検査等），「保健教育に関する事項」（児童に対する保健指導，保健学習），「組織活動に関する事項」の項目で作成している。

平成 27 年度は，基本的生活習慣定着の個人差が大きいことや運動習慣の二極化，視力の低下，メディア接触時間の増加という実態から，基本的生活習慣の定着と情報モラル教育に重点を置いて取り組んだ。しかし，一定の成果は見られたものの，知識があっても自らの生活改善に向けた継続的な実践や個人差の解消においては課題が残った。そこで，今年度は，保健学習・保健指導，総合的な学習の時間（けんこうタイム），すこやかサミット，学校行事等を横断的な視点で捉え，自らの健康課題をつかみ，健康に過ごすためには何が必要か考え，行動できる力を育むことができるよう，相互の内容を往還させることを意識して計画を作成した（資料２－２「H28 学校保健計画」）。

保健管理の中核に位置する健康診断については，事前事後指導を含め適正な実施がで

きた。その結果は，すこやかサミットで報告して課題を明らかにしたり，保健指導の題材としても取り上げ，課題解決へつなげたりした。平成 28 年度の健康診断一部改正に向けては，教職員や保護者への事前周知や学校三師との連絡調整に努め，教育活動として円滑に実施できる準備を整え，実施にあたった。

以上に加え，震災後の心と体に現れる様々な反応，その対処法，セルフケアなどの学習や，心と体の健康観察の強化，保健室来室者を中心とした個別対応の充実，家庭やスクールカウンセラー（以下 SC）との連携など，児童の心のサポートにも配慮した計画とした。

（２）学校保健計画を実践するための具体的手立て

保健管理と保健教育を有機的に関連づけ，その成果を上げるには組織的な活動が必要である。保健主事や養護教諭だけでなく，全教職員の協力体制を確立するよう，各分掌や各学年等との連携を深め，保健活動ごとにねらいや活動の流れ，対象者，役割分担などを明確に示しながら，健康教育部会や校内研修等で共通理解を図っている。

また，心身の健康づくりは，学校と家庭や地域との協力・連携が不可欠であることから，相互を結ぶ学校保健活動の中心としての「すこやかサミット」を年３回開催している。より活性化するために，児童の実態を基に適切なテーマを設定し，健康課題解決に向けた主体的な話し合いや活動になるよう工夫している。

（３）学校安全計画（教育・管理）作成に当たっての配慮事項

学校保健安全法第 27 条に基づき，児童や地域の実態と課題を踏まえて，「安全教育に関する事項」「安全管理に関する事項」「安全に関する組織活動」「研修」で作成している。

平成 27 年度は，授業中や休み時間において校内のけがが増加傾向にあるという実態から，児童の危機回避能力を高めていけるよう，思考判断を大切にした安全学習や避難訓練の事前事後指導の充実等に重点を置いて取り組んだ。その結果，日常生活で起こり得る身の回りの危険やそれを回避する方法について理解することができたが，それを校内や学校管理外の様々な場面で自ら実践していく力へとつなげることに課題が残った。

そこで，平成 28 年度は，安全管理と安全学習・安全指導をより一層関連づけながら，児童が生活する様々な場面で自ら危険を予測し回避する能力を育成することを大切にして，計画を作成した（資料３－２「H28 学校安全計画」）。

以上に加え，前震，本震後もおびただしい余震が続く中，危険予測・回避能力の向上は喫緊の課題となったが，避難訓練の実施内容や方法は，事前事後指導も含め，震災後の児童の心に配慮して，段階的な学習となるよう計画した。

（４）学校安全計画を実践するための具体的手立て

安全管理と安全教育を関連させながら計画を実践するためには，まずは全教職員が学

校や児童，地域の実態を把握することが大切である。そのために，学校や通学路の安全点検の視点，危険箇所，さらには運動場での遊び方等について，年度初めに全教職員で共通理解を図ることで，児童の発達段階に応じた学習や指導に生かせるようにしている。

また，学校と家庭・地域が連携することで，日常生活とより関連づけた危険予測・回避能力を育むことにつながるため，学校での取組を学級便りやホームページ等で情報発信したり，保護者や地域の方々から情報を得たりと，協力した体制づくりに努めている。

（５）食に関する計画（教育・管理）作成に当たっての配慮事項

食育基本法第２条で謳われている「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成」という食育の目的に鑑み，児童の食習慣の実態や課題を踏まえて，食に関する計画を作成している。また，「教科等・道徳・総合的な学習の時間や特別活動との関連」，「献立作成の配慮」，「個別相談指導・対応，家庭・地域との連携」という項目で構成している。

「各教科・道徳・総合的な学習の時間や特別活動との関連」では，平成 27 年度は，食事の重要性や心身の健康，感謝の心，社会性を中心に，学校管理外でも実践できる力を高めるために，学びの実感や家庭との連携を大切にしながら計画を立てた。授業の工夫やたてわり給食の導入，学級園で採れた野菜の命をいただく「校産校消」の充実，全家庭参加の親子給食等を重視し，食事の重要性，心身の健康，食品を選択する能力，感謝の心，社会性，食文化の視点を大切にして指導内容を配列した。全体的な視点において，良くなりつつあるが，震災を経験し，日々の食事への感謝の心，家族や友達との会食を通して得た安心感から，食事の重要性を再認識した。

そこで，平成 28 年度は，楽しく食事をする中で，食事の重要性や心身の健康，感謝の心，社会性を中心に，学びの実感や家庭との連携を大切にしながら計画を立てた。また，避難生活時，衛生的な食事の提供に留意することの大切さを感じ，衛生面の強化を図った(資料４－２「H28 年食に関する計画」)。

（６）食に関する計画を実践するための具体的手立て

児童は、避難所の炊き出しで提供された，本校で栽培した新鮮な野菜のおいしさを改めて実感した経験を得た。これまでの「校産校消」の取組をさらに充実する好機と考え，栽培計画の見直しを行うとともに，栽培園の有効活用を推進する。

また，食事の喜びや会食の楽しさを味わうために，ランチルームの活用をさらに充実させる。会食会場として，ランチルームの環境整備を行うとともに，平成 27 年度に実施してきた「お誕生給食」や「縦割り給食」の継続に加え，学級単位でのランチルームの活用も推進する。楽しい雰囲気での会食を推進し，食を通じたきずなづくりにつなぐ。

３　健康づくりの推進体制

（１）推進組織の状況（危機管理体制も含む）

「自尊感情の向上と健康的な生活を送る実践意欲や実践力の定着」を，健康づくりの目標とし，全ての教育活動の中で健康づくりが推進できるよう，計画的・組織的に取り組んでいる（図２）。

【図２　本校の健康教育推進組織】

校長のリーダーシップの下，保健主事と養護教諭がリードしながら，「保健」「体育」「食育」「安全」の各部の主任が具体的な計画を立案し，４月の職員会議や校内研修で全職員の共通理解を図っている。毎学期末には，PDCA サイクルを意識しながら各部の取組について見直し，新学期の実践へとつなげている。

本校の健康づくりの中心である「すこやかサミット」に向けた総合的な学習の時間の取組についても，担任，保健主事，養護教諭を中心に方向性や内容を検討し，全職員で共通理解を図り実践している。さらに，校内研修に健康づくりの取組を明確に位置付けることで，全職員で継続的に推進することができている。

また，日常的な情報交換はもちろんのこと，毎週月曜日の職員朝会では，「生徒指導」「特別支援」「健康面」などの視点で全職員による情報交換の時間を設け，児童の生活や心身の状態に適切に対応できる体制づくりを行っている。

近年，大きな災害が毎年どこかで起きている。本県も今年度始めの４月，突然，震度７の地震を２度経験した。また，自然災害のみならず，新たな感染症やアレルギー，犯罪，交通事故など様々な危険や危機が潜んでいる。そのような中にあって，学校は児童の生命を守り，安心・安全な場所でなくてはならない。日頃から一人一人の児童の様子を複数の目で観察するとともに，安全点検や校区安全マップ，危機管理体制(図３)を整備し，早期発見，迅速・的確な対処に努めている。

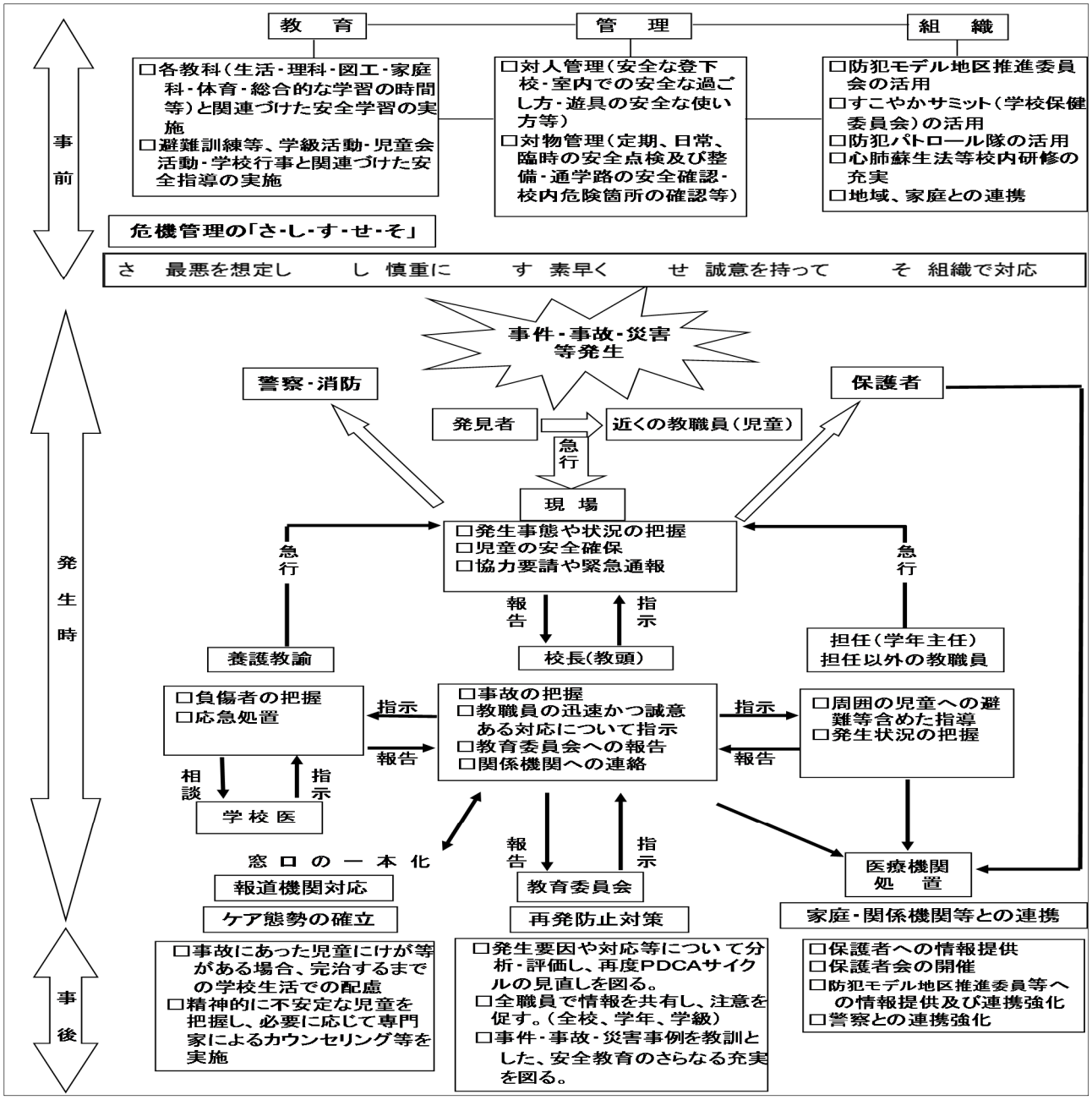

【図３　本校の危機管理体制】

（２）健康相談・保健指導・環境衛生の活動状況

（情報モラル教育・成長曲線等の取組状況も含む）

①健康相談の活動状況

健康相談と保健指導については明確に分けられるものではないことから，相互に関連づけながら展開している。児童や保護者からの相談希望，健康観察や保健室での対応等から健康相談が必要と判断された児童に対して，心身両面の健康問題の背景（問題の本質）にあるものを的確に捉え，面談等を通して支援するように努めている。

また，児童の心と体の悩みや痛みに適切に応えられる支援・指導を行うために，養護教諭，学級担任，学校医，学校歯科医，学校薬剤師の校内組織を整え，保護者との連絡を密にしながら，SC，スクールソーシャルワーカー(以下 SSW)や子ども発達支援センター等地域の関係機関とも連携し児童や保護者のニーズにあった個別的な対応にあたっている。震災後は特に，SC との連携を深め児童の心のサポートに努めた。

〈健康相談及び保健指導のプロセス〉

対象者の把握（身体的疾患や心因的な症状等の見極め，相談等の必要性の判断，希望の有無）
→ 心身の健康問題の把握 → 支援・指導方針の検討と役割分担 → 実施・評価 → 経過観察

ア　養護教諭が行う健康相談

児童の健康に関して専門的な観点から行う。児童は，心の問題を言葉に表すことが難しいため身体症状として現れやすい。養護教諭は保健室来室時に，心身両面からの健康問題を発見しやすい立場にある。そのため，児童の示すいつもと違う表情や行動の些細な変化をいち早く察知し，まず，訴えや思いを十分に聴く姿勢に心がけた支援を行っている。

また，全児童の保健室来室記録（個人カルテ）を整備し，以前に来室した時の様子を振り返りながら新しい情報を時系列で書き込むことで，児童一人一人の状態や変容を心身両面から捉え対応にあたるようにしている。特に，学校再開直後は，児童の来室が普段の３倍ほどになったため，心身面の変化（表情や顔色，腹痛や吐き気，学習意欲や眠気），環境面（住居や家庭の状況）・生育状況（既往症や過去のトラウマ体験の有無）など，様々な視点から児童をみて，問題の早期発見・早期対応に努めた。

さらに，健康相談・保健指導の必要性の判断，関係職員をはじめ保護者や SC，医療機関，地域の関係機関との連携におけるコーディネーターの役割も担っている。

イ　学級担任が行う健康相談

身体的不調者のみならず，不登校，虐待，人間関係などの問題を早期に発見することができるよう，多角的な視点からの健康観察（朝の健康観察，授業中や休み時間，給食，放課後など学校生活全般において）を十分に行っている。児童が相談しやすい関係を作りながら情報を収集し，対応すべき児童の心身の健康問題については，担任が一人で抱え込むことなく，養護教諭をはじめとする関係者や保護者と連携し，情報の共有化を図り，早い段階から組織的に対応している。

ウ　学校医・学校歯科医・学校薬剤師が行う健康相談

受診の必要性についての判断，疾病予防，治療等の相談及び学校と地域の医療機関等とのつなぎ役など，主に医療的な観点から行っている。近年，子どもの抱える健康問題が多様化する中，特にメンタルヘルス（災害後の PTSD 予防や心のケアを含む），アレルギー疾患などの新たな健康課題において専門知識に基づいた効果的な指導に努めている。

エ　SC が行う健康相談

児童や保護者，教職員に対する相談や研修の他，災害や事故などの緊急事態における心のケアに努めている。今回の震災後は，児童の心の安全を守り，学校が元の機能を早く回復するため，学校再開直後から相談体制に参加し，養護教諭や学級担任等との連携を密にして心のケアにあたった。

【図４　SC による PTA 研修会の様子】

また，専門的立場から，校内研修や PTA 研修会（図４）において，心のケアへの理解を深め，児童への対応に生かすための講話や資料提供を行った。

② 保健指導の活動状況

保健指導は，個別指導と集団指導の両面から行うが，健康問題把握の大きな鍵となるのは，児童と常に接している教職員の見取りである。日常的な健康観察や毎月行う「きずな（いじめ調査）アンケート」等を通して，「様子がいつもと何か違う」などの児童の心身の状況把握に努めている。震災後は特に，担任や養護教諭による健康観察を強化（危機発生時における観察ポイントを提示），以前から活用している「自分の体と心をみつめる健康観察シート」（資料９）や保護者と行う「心と体の健康観察」（資料１０）の活用など，直接的な観察や質問紙を通して，児童の心身の健康状態を的確に把握することに努めた。その上で，健康上問題がある場合は，遅滞なく当該児童への指導を行い，必要に応じて保護者への助言を行った。また，「心の健康」についての集団指導も発達段階に応じて行い，個と全体の両方への指導に努めている。

ア 個別の保健指導

心身に健康問題のある児童はもちろん，健康的な生活習慣の実践に関しても適時実施している。例えば，肥満度20%以上の児童及び保護者に対しては，養護教諭が長期休業前に面談を行い「健康手帳」（熊本市教育委員会作成）や成長曲線及び肥満度曲線を活用した肥満指導を行っている。一時点の測定値だけでなく，過去のデータや生活習慣の変容を示し，改善された点や努力した点を認めながら，個々の健康問題の解決及び自らの健康の適切な管理・改善ができるよう実践的能力や態度の育成に努めている。

また，担任が年２回実施する教育相談や長期休業中に行う親子教育相談時においても，生活面や心身面における個別指導を実施している。

イ 集団の保健指導

身近な健康問題や喫緊の課題などに対して，実践的能力や態度の育成を図ることを目的とし，特別活動を中心に行っている。特に，年７回隔月に全学級に対して行う発育測定時には，本校の健康課題や児童の発達段階に即した内容を，保健学習や総合的な学習の時間，道徳等との関連を図りながら保健指導を実施している。

月	保健指導の内容	関連教科等
4	健康診断ってなぜするの？（健診の意義・項目・受け方）	学校行事，学級活動
6	歯の健康～位相差顕微鏡で口の中をのぞいてみよう～	学級活動，保健学習
9	体内時計ってなに？～生活リズムを整えよう～	総合的な学習の時間
10	目の健康（目の働き，近視とは？ ペタ・グー・ピンのよい姿勢）	学級活動，保健学習
11	メディアと上手に付き合おう（メディア接触時間とその害）	道徳，学級活動
1	冬の感染症（予防法と健康観察の意義の再確認）	学級活動，保健学習
3	自分のいいところ～自信を持って進学・進級しよう～	道徳，学級活動

とりわけ近年の急速な情報化社会の進展の中，子どもたちは新しいメディアでコミュニケーションを図るようになってきた。本校児童も約44%が携帯電話を，約12%がスマートフォンを所持し，そのうち60%がLINEを使用している状況であり，ネット関連のトラブルも起きている。

そこで，「情報モラル教育＝日常モラル（心を磨く）＋仕組みの理解（インターネットの

特性等を知り，知恵を磨く)」と捉え，児童の発達段階に応じて，家庭との連携を図りながら，情報モラル教育に取り組んでいる。特に，情報モラルの判断には「規範・思慮・節度」等が必要不可欠であることから，道徳や学級活動を中心に「自分だったらどう行動するか」を判断させながら指導している。

平成 27 年度は，これまでの保健指導を基に，１学期の「メディアと私たち～親子で考える情報モラル～」をテーマにした「情報モラルキャラバン 全校親子人権講話」や，情報モラル集会（全校代表委員会）での「城東ルール」づくり，ノーメディアデーの取組（資料１１）など，教科等の枠や学年を越えた活動や学習に学校全体で取り組んだ。

＜情報モラル教育の流れ＞

【情報モラルキャラバンの様子】

【情報モラル集会の様子（全校代表委員会）の様子】

1 メディアについての学習（保健指導）
→ 2 情報モラルキャラバン（全校親子人権講話）「メディアと私たち ～親子で考える情報モラル～」
→ 3 ネットに関する学習（保健指導や道徳 等）
→ 4 ネットについて学級での話し合い（学級活動）
→ 5 情報モラル集会（全校代表委員会）「城東ルール」づくり
→ 6 ノーメディアデーの取り組み（冬休み）

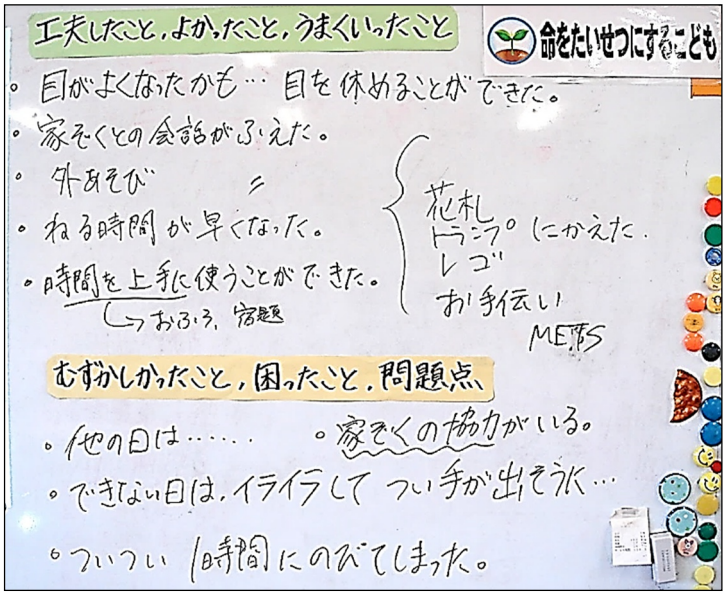
工夫したこと，よかったこと，うまくいったこと
命をたいせつにする子ども
・目がよくなったかも… 目を休めることができた。
・家そくとの会話がふえた。
・外あそび ニ
・ねる時間が早くなった。
・時間を上手に使うことができた。 → おふろ，宿題
花札 トランプ にかえた。 レゴ お手伝い
MEMS
むずかしかったこと，困ったこと，問題点
・他の日は…… ・家そくの協力がいる。
・できない日は，イライラして つい手が出そうに…
・ついつい 1時間にのびてしまった。
【ノーメディアデー振り返り時の板書】

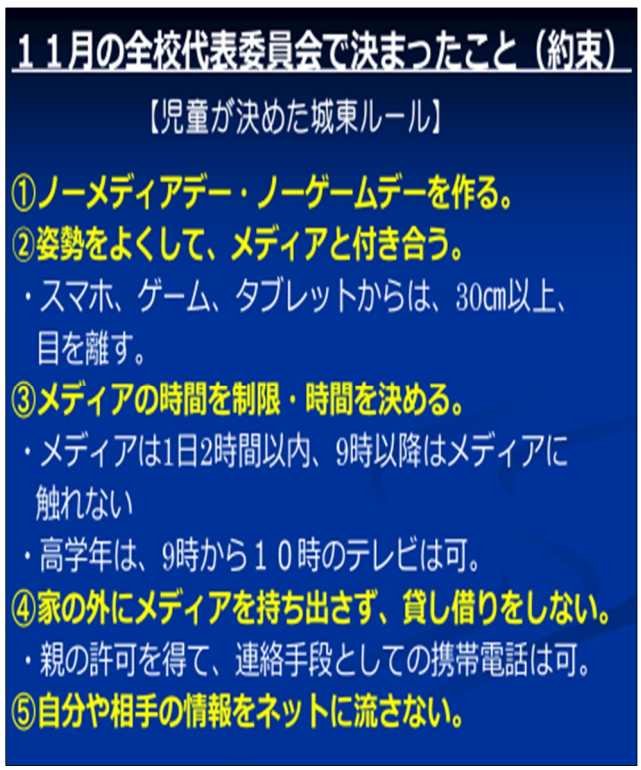
１１月の全校代表委員会で決まったこと（約束）
【児童が決めた城東ルール】
①ノーメディアデー・ノーゲームデーを作る。
②姿勢をよくして、メディアと付き合う。
・スマホ、ゲーム、タブレットからは、30cm以上、目を離す。
③メディアの時間を制限・時間を決める。
・メディアは1日2時間以内、9時以降はメディアに触れない
・高学年は、9時から１０時のテレビは可。
④家の外にメディアを持ち出さず、貸し借りをしない。
・親の許可を得て、連絡手段としての携帯電話は可。
⑤自分や相手の情報をネットに流さない。
【児童が決めた城東ルール】

7 冬休みのノーメディアデーの取り組みを振り返る（保健指導）
→ 8 第3回学校保健委員会で協議（学校・家庭・地域）
→ 9 次年度へ

③　環境衛生の活動状況

環境と健康の関わりについて意識しながら，児童が主体的に生活環境を整えることができるように工夫している。健康によい生活の仕方として，身の回りの清潔や明るさの調節，換気など日常の生活行動が大切であることを，保健学習「身の回りの環境（３年)」や「病気の予防（６年)」，毎給食前の衛生チェックなどを通して，実践的に理解できるようにしている。その上で，児童保健委員会による危険箇所確認を兼ねた　校内環境衛生点検（図５）や，校内放送による換気の呼びかけ等を行い，児童の視点からの環境衛生活動を推進している。

【図５　児童による校内環境衛生点検】

日常の清掃活動では，校訓の一つ「しごとにうちこみやりぬくこども」のもと，「縦割り掃除」（図６）に取り組んでいる。期間を決めて全校児童で縦割り班を構成し、班ごとに担当区域を協力しながら時間いっぱい掃除を行っている。この縦割り班掃除によって学校環境は衛生的に保たれている。

【図６　縦割り掃除の様子】

また，朝の活動として行う「緑の時間」での一人一鉢や，児童環境委員会，「緑の少年団」（毎週金曜日の放課後，4～6 年生の希望者が参加）を中心とした，花壇の手入れや苗・土づくり等の取組で，花と緑に囲まれた環境も整える等，学校全体でよい環境づくりができるよう努めている。

（３）学校医，学校歯科医，学校薬剤師の活動状況

本校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師は，健康診断や環境衛生検査における適切な診断・予防措置に留まらず，専門的見地から適切な保健指導及び保健教育へ積極的に参画している。特に，すこやかサミットにおいては児童の発表に関する講話や講評（図７）はもちろん，寒天培地による手指の細菌検査や生活習慣病予防についての指導・助言など，実験や調べ学習等の探究活動にも積極的に関っている。

また，保健学習においては担任・養護教諭とともに授業にも参画し，児童の興味・関心を高めるとともに理解が深まるよう，効果的な指導に努めている（図８)。

【図７　学校医によるすこやかサミット講評】

【図８　学校歯科医参画による保健学習】

＜学校医・学校歯科医・学校薬剤師の活動状況＞

		主　な　活　動　内　容	出校回数
学校医	内 科	定期健康診断，臨時健康診断，就学時健康診断，職員健康診断，すこやかサミットへの参加及び指導・助言，健康相談，感染症発生時における指導・助言	7回
	眼 科	定期健康診断，就学時健康診断	2回
	耳鼻科	定期健康診断	1回
学校歯科医		定期健康診断，就学時健康診断，臨時健康診断，健康相談，口腔レントゲン撮影（6年希望者），すこやかサミットへの参加及び指導・助言，保健教育への参画(GT)	7回
学校薬剤師		水質検査，照度検査，空気検査，ダニアレルゲン検査，臨時検査，健康相談，全国学校保健調査，親子薬物乱用防止教室，すこやかサミットへの参加及び指導・助言，保健教育への参画(GT)	8回

（4）校舎内外の環境衛生管理状況

児童が1日の大半を過ごす学校の環境は，児童の生命を守り，発育発達を促すものであることから，学校環境衛生基準に照らして，定期・日常・臨時の検査を円滑に行っている。日常の環境衛生検査は，朝の健康観察の時間に行い，記録を残すとともに必要な場合は遅滞なく改善の措置を講じている。

定期の環境衛生検査においては，例えば，照度検査を児童保健委員が学校薬剤師と一緒に行ったり，養護教諭と全校舎を巡視し，手洗い場やトイレ等の点検を行ったりしながら，児童の視点からの環境衛生管理にも努め，児童が主体的に行動することを通して環境衛生意識が高まるよう努めている。

震災後は，いち早く学校薬剤師が来校し，避難所となっている体育館や校舎1,2階を中心に臨時検査を行い，環境衛生の維持や医薬品の管理等についての指導・助言を受けた。また，学校再開直前には，業者による水質検査や校舎内の消毒等を行い，児童を迎える準備を整えた。

（5）家庭・地域等との連携状況

学校は人と人との触れ合いにより，児童の人格の形成をしていく場である。児童の心身の健全育成を目指し，学校は家庭や地域の各種団体との連携・協働を図りながら「チーム城東」として，次のような取組を行っている。

① すこやかサミット（学校保健委員会） 中学校職員，ＰＴＡ役員及び保体委員会，保護者，学校医，学校歯科医，学校薬剤師，中央区役所保健子ども課，民生委員・児童委員，自治協議会，8020健康推進委員，婦人会，体育協会，学校評議員，熊本歯科技術専門学校　等
② 防犯モデル地区推進委員会 PTA会長，北警察署，青少年健全育成協議会，防犯協会，町づくり推進課，自治会　等
③ 安全活動（交通教室，パトロール，集団下校，避難訓練，心肺蘇生法講習，情報モラル等） 保護者，市生活安全課，民生委員・児童委員，交通安全協会，消防団，中央消防署，少年消防クラブ，中学校職員，防犯ベアーズ（大学生ボランティアグループ），北警察署，市教育センター
④ 健康相談・教育相談等 学校三師，SC，SSW，中央区役所保健子ども課，子ども発達支援センター，専門医療機関　等
⑤ 生活科，総合的な学習の時間，特別活動（学活，朝の読み聞かせ，緑化・清掃活動）等 上通り商栄会，熊本城管理事務所，学校三師，中央区役所保健子ども課，熊本歯科技術専門学校，ＰＴＡ図書委員会，ＰＴＡ緑化ボランティア，ＪＡ嘉島，坪井川清流会　等

中でも，市内の大学生が組織する「防犯ベアーズ」寄贈の安全マップや本校の子どもひなんの家を明示した安全マップを確認しながら，学期に１回行う集団下校では，民生委員・児童委員が同行して児童を見守る取組が継続している（図９）。

【図 ９　民生・児童委員同行の集団下校】

また，ＰＴＡ主催の夏休みプール開放に向けての心肺蘇生講習会やプール監視には，全保護者が参加・協力したり，震災後には，通学路上の危険箇所に立って登下校中の安全に配慮したりするなど，保護者・地域住民みんなで児童の安全・安心を確保しようとする意識が高い。

４　学校及び地域学校保健委員会の活動

（１）目標と計画及び運営状況

① 目標

テーマ　「心と体を健康にして夢や希望をかなえよう」

サブテーマ　～いたわり　はげましあい　きずなの力でのりこえよう～

生活習慣・運動習慣・食習慣における課題追究と心身を健康にする生活の実践を目標とし，課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に探究し，成果等を表現して実践できる子どもの育成を目指す。また，どのような状態を健康と捉えるのか，なぜ健康でありたいのか等，確かな健康観を育てていくことをねらう。

平成28年度は，「“いたわり”“はげまし”によって紡がれる人と人との“きずなの力”によって，熊本地震に伴う様々な負の状況ものりこえて元気を取り戻そう」というメッセージをサブテーマに込め，学校のみにとどまらない取組を進めている。

② 計画及び運営状況

児童が参加し自分たちの健康課題や，課題追究した成果等を発表し合う公開・拡大型の会を２回，１年間の取組の評価と次年度への志向，児童の発表後の継続的な実践の評価など，保護者との連携をさらに深めた健康管理面の強化を目指す会を１回，計３回の開催としている。

第１回内容：生活習慣の中から、自分たちの健康の課題を見つける
第２回内容：自分たちの学びや実践を広げ、心と体の健康につなげる
第３回内容：健康課題の解決に向けた取組を振り返り、次年度へつなげる

３年生以上の児童の参加については，総合的な学習の時間「けんこうタイム」の中に位置づけ，確かな健康観を育み心と体を大切にしながら自己の生き方の追究ができる計画（資料８「H28 総合的な学習の時間全体計画」）とした。

＜Ｈ２７すこやかサミットの実際＞

日　時	主な出席者	主 な 内 容
《事前の取組》 ①生活についてのアンケート実施 ②「けんこうタイム」における共通の授業実践（総学２時間）	全児童 ３～６年児童	○５月に全児童及び全保護者に，生活習慣・運動習慣・食習慣等についてのアンケート実施 ○担任・保健主事・養護教諭による「けんこうタイム」共通授業（健康観の育成や自尊感情の向上等）
③　第１回すこやかサミット ６月２３日（火） １４：３０～（７０分） 	全児童 中央区役所保健子ども課（歯科医・保健師・栄養士） 学校三師 保護者，民生委員・児童委員，近隣中学校職員 学校評議員	○学年ごとにアンケート結果をグラフ化し，すこやか委員会（保健委員会・青空（体育）委員会・給食委員会児童）が考察を加えながら発表 ○自分たちの生活習慣・運動習慣・食習慣の実態を知り課題を見つけるきっかけ ○親子や全体で，課題についての意見交換 ○全体交流 ○学校医や中央区役所子ども保健課等地域の方等からの助言
④　第２回すこやかサミット １２月２日（水） １４：３０～（９０分） 	３年生以上の児童 中央区役所保健子ども課（歯科医師・保健師・栄養士），学校評議員 学校三師，保護者，民生委員・児童委員 8020健康推進委員 近隣中学校職員	○各クラスで１年間取り組むテーマについて深めたあと，夏休みを含め２学期にかけて，調べ学習のまとめや実践してきたことの成果などをグループごとに発表。その後，質疑応答や感想交流 ○これまでの取組や発表に関するまとめの講話（講師：学校医，中央区役所保健子ども課） ○感じたことや思ったことなどの感想交流 ○来賓の方や保護者，地域の方からの助言
⑤　第３回すこやかサミット ２月３日（水） １５：００～（８０分） 	中央区役所保健子ども課（歯科医師，保健師，栄養士） 学校三師 保護者（PTA執行部，PTA保体委員） 学校評議員	○本校の実態報告と課題提起 ○健康課題解決に向けた取組についての協議 ○次年度に向けの方向性を確認 ○具体的な共通実践事項を確認 ○学校と家庭の役割を確認 ○中央区役所保健子ども課，学校医，学校評議員の方からの助言

すこやかサミットは児童・保護者・地域が一堂に会し，健康づくりについて協議する場である。平成 28 年度は，地震の影響で体育館が使用できなかったため，放送室をキーステーションに各教室を Skype で結び，校内放送を通して第１回すこやかサミットを実施した（図１０）。

【図１０　今年度の第１回すこやかサミット】

すこやかサミットの運営にあたっては，保健主事・養護教諭を中心に内容の精選及び企画等を行い，構成メンバーとの共通理解・共通実践を図っている。運営を円滑にするために，校内の研究部，健康教育（保健・体育・安全・食育）部，PTA 保健体育委員会，児童保健委員会や中央区役所保健子ども課との連携を特に深め，綿密な事前打ち合わせを行うなど計画的・組織的に取り組んでいる。学校・家庭・地域が一体となり，本校の健康課題を共有し解決に向けて取り組む研究協議の場となっている。

（２）事後の取組状況と地域との連携状況

①事後の取組状況

開催後は毎回，参加者全員に感想や意見，今後に生かしたいことなどのアンケートを取り反省と評価につなげ，その結果を学校保健委員会だよりや校長室だより等で，参加者に報告している。また，児童に対しては，課題解決に向けた探究活動の過程で主体的に学習できるよう担任や養護教諭が関わったり，「親子はりきり表」（資料１２）や「健康カレンダー」などを通して，家庭でも継続して実践できるよう工夫したりしている。中でも，「親子はりきり表」はPTA保健体育委員が担当し，長期休業中に家庭で生活改善を目指すものである。すこやかサミットのテーマと関連させた生活習慣・運動習慣・食習慣の視点から選択肢を設けて，生活習慣とお手伝いの中から，自分に合った目標を決めて親子で取り組むようにしている。

さらに，第３回学校保健委員会後は，児童の変容や今後の課題解決に向け，学校・家庭・地域が連携して取り組む具体的な共通実践事項を確認している。平成27年度は，前述の「情報モラル集会（全校代表委員会）」で，児童自身が決めた「城東ルール」を共通目標とし，各家庭で「ノーメディアデー」（資料１１）を設定して課題解決に取り組んだ。

心身の健康づくりは，学校での指導と相まって家庭での実践が定着することにより効果が上がるものである。このことから，特に，学級懇談会の機会を捉えて，各学級のPTA保健体育委員より協議内容の報告や保護者の立場で実践できることなどを発言してもらい，課題解決に向けた取組が，校内だけでなく全家庭へ広がるよう努めている。

②地域との連携状況

学校三師はもとより，民生委員・児童委員，学校評議員や本校卒業の歯科医師，中央区役所保健子ども課の歯科医・保健師・栄養士，地域の8020健康推進委員，熊本歯科技術専門学校等の専門的立場からの助言や協力を得ることで，児童の興味・関心・意欲を高めるとともに理解がより深まるような連携がとれている。第1,2回すこやかサミットでは，児童発表に対する助言や講評だけでなく，授業や調べ学習，インタビュー，実験等による保健教育にも関わってもらっている（図１１，１２）。

【図１１　学校薬剤師による指導・助言】
（総合的な学習の時間）

【図１２　中央区役所歯科医師による講評】
（すこやかサミット）

また，第３回すこやかサミットでは，児童の実態や　変容から健康課題を見極めた的確な助言・指導により，学校・家庭・地域それぞれの役割や今後の改善すべき方向性を明確にすることができている。

このように効果的な連携により，本校のすこやかサミットは，児童の心と体の健康づくりに向けた，地域ぐるみの活動となっている。